

安心承継事例集

承継のご相談が増えてきています。今までに安心承継コンサルを実施した事例についてまとめましたので、ご参照下さい。

事例	区分	コンサル先	承継対象	安心承継コンサルの内容					
				承継先の紹介	承継価格算定	契約書作成	承継事務手続	各種届出	承継後申告
1	一般	売手	非上場株・土地・建物	-	△	-	○	○	○
2	医科	売手	出資金・土地・建物	-	○	○	○	○	○
3	歯科	売手	出資金・土地・建物	-	○	○	○	○	○
4	歯科	売手	個人診療所	-	○	○	○	○	○
5	歯科	買手	出資金	-	△	△	○	○	○

(1) いままでの承継案件は承継重視がほとんど

ここ5年内の事例ですが、診療所の承継を第一とする事例がほとんどです。よって、重点は承継先の選定にありました。一方、承継先が納得できる場合には承継価格は承継先の意向によって決定されていました。⇒**今後は承継先の重要性はわかりませんが、承継価格の比重が増してくるでしょう！**

(2) 承継先はご自身でさがして決定

承継先の決定はご自身の納得が重要であるため、ご自身の出身校や関係者からの決定がほとんどでした。⇒**今後は承継案件の増加により、第三者承継の増加が見込まれます。それぞれの立場にたったアドバイザーが必要になります！**

(3) 承継価格は従来方式がほとんど

承継価格は承継対象となる財産価格による場合が多かったです。⇒**診療所の財産価値を含めた承継後に得られるであろう利益を含んだ価格算定が必要！（営業権、医療基盤）**

安心承継コンサル

5年後の閉院から承継にむけてのコンサル

近年お客様からのご要望が高い将来の廃院、承継、第三者売却等の準備のコンサル業務を2020年から本格的に取り組めます。

内容は5年後の承継等に向けての工程表作成、過去の節税対策の出口戦略の策定、承継価値の算定、承継先交渉アドバイス、各種法令手続き等になります。

詳細は、橋本会計担当者にお問い合わせ下さい。

歯科会計

矯正治療アンケート

2019年の歯科データについては、現在集計中ですが、従来からの保険収入の減少、自費収入微増の流れに違いはないようです。しかし、自費増加の中心となっていたインプラント治療については一般的に減少傾向が見られます。

一方で自費治療としての矯正治療が矯正専門ドクター以外の間で取組の事例が増加しております。特に、マウスピース矯正については従来からのインビザラインに加えて国内、国外の治療システムが増えてきたことにより関心が高まっております。

そこで、矯正治療についてのアンケートを実施して、その結果から情報提供を行いたいと思います。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

矯正治療アンケート

項目	回答	備考
矯正治療	有（保険・自費）・無	
矯正歯科医師	本人・勤務医・外注（給与・支払報酬）	親族の場合は本人
収入割合	診療所：外注（ : ）	材料負担（有・無）
治療対象	小児・成人・その他	
治療メニュー	請求方法	料金（調整料以外）
ワイヤー（表）	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
ワイヤー（裏）	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
ワイヤー（ハーフ）	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
マウスピース		
・インビザライン	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
・クリアイーター	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
・DEN	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
・ピュアライン	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
・トレイイン	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）
・その他	初診時・中間時・残金・調整料	円（税抜）

ドクター会計

令和元年分確定申告

令和になって最初の確定申告時期がやってきました。今年は2月17日(月)から3月16日(月)が申告期間となります。資料のご準備等ご協力をお願いします。

また、前年までの申告内容から変わった点があれば、担当者にお伝え下さい。

1.収入のものはありますか？

下記の項目に該当する場合には、確定申告が必要になる可能性があります。

- 土地・建物の譲渡があった 株式の売却があった
- 金の売却があった ビットコインの売却があった
- 保険の満期金や解約返戻金があった 国外の口座から預金利子を受け取っている
- 不動産の賃貸収入が発生し始めた
- ふるさと納税を170万円以上おこなった

※ふるさと納税の返礼品は一時所得の対象となります。一時所得からは50万円が差し引かれますので寄付額が多額でなければ課税されませんが、生命保険等他の一時所得がある場合には、注意が必要です。

2.扶養する方の移動はありませんか？

①扶養親族

扶養親族の要件は年収103万円以下となっていますので、ご子息（ご息女）が就職したような場合には、扶養から外れることとなります。

また、ご子息（ご息女）に扶養の範囲内で役員報酬を支払っている場合には、アルバイトを始めたことにより扶養の範囲を超えてしまった、というようなことが無いようご注意ください。

②配偶者

平成30年から配偶者（特別）控除が変更となり、給与収入の上限が141万円から201万円に拡大されています。個人事業で専従者給与を支払っている場合には配偶者控除を適用することができませんが、他でお勤めをされているような場合には、配偶者の年収額をお知らせください。

なお、平成30年の変更により、配偶者控除を受ける納税者本人が高所得者である場合、配偶者控除が廃止・縮減されました。（本人の所得が1,000万円超の場合、配偶者控除なし）

3.住宅の購入はありませんか？

住宅を購入して住宅ローン控除を受ける場合には、初年度確定申告が必要となりますので、その旨お知らせください。

なお、昨年10月の消費税の引き上げに伴い、消費税率10%で住宅を購入された場合には、控除期間が10年間から13年間に延長されています。（中古住宅などで個人間売買の場合には消費税がかからないため、控除期間は10年間となります。）

また、住宅購入の際にご両親や祖父母から贈与を受けている場合には、贈与税の申告が必要となります。

医療承継

相続税における 3 年以内贈与の加算

相続や遺贈により財産を取得した者が、亡くなった被相続人からその死亡の日からさかのぼって 3 年前の日から死亡の日までの間に贈与を受けた財産がある場合は、相続税の算定においてその贈与を受けた財産が加算されることになっています。

なお、加算された贈与財産について贈与税負担をしていた場合には、相続税額からその負担した贈与税が控除されます。

＜加算する贈与財産の範囲＞

死亡の日からさかのぼって 3 年以内であれば、贈与税がかかっていたかどうかに関係なく加算されます。基礎控除額 110 万円以下の贈与や死亡した年に贈与された財産についても加算の対象です。

ただし、相続や遺贈により財産を取得していない者に対してなされた贈与については対象外となります。

＜加算しない贈与財産＞

- ・ 贈与税の配偶者控除の特例を受けてなされた贈与財産
- ・ 住宅取得等資金の非課税特例を受けた贈与財産
- ・ 教育資金の一括贈与の特例を受けてなされた贈与財産
- ・ 結婚子育て資金の一括贈与の特例を受けてなされた贈与財産
- ・ 相続や遺贈を受けていない者になされた贈与財産（相続放棄者、遺贈受けてない孫）

＜暦年贈与を行っている場合の対応＞

相続対策として子に少しずつ現金贈与を行い財産の移転を行っているケースがよくありますが、亡くなる日前 3 年以内の贈与は相続財産に加算されてしまうため、短期間では効果が薄くなります。そこで、相続しない者への贈与であれば加算の対象外ですので、例えば子の配偶者や孫への贈与も合わせて行うことも対策としての選択肢の一つになります。

ただし、法定相続人でない子の配偶者や孫であっても、遺言書で遺贈を受ける場合や生命保険金などのみなし相続財産を受け取ることになっている場合には加算対象になる点は注意が必要です。

安心承継セミナー

1. 日時 : 2020 年 7 月 5 日 (日) 午後 1 時から午後 5 時
2. 会場 : AP 新橋駅前 4 階 F ルーム
3. 参加費 : お 1 人様 1 万円 (書籍付) 顧問契約のお客様は 5 千円

* 昨年までの歯科経営セミナーの内容を引継ぎ、安心承継のテーマにて医科のお客様も参加していただけの内容です。

* 「安心承継ハンドブック (仮称)」 2020 年 3 月株式会社デンタルダイヤモンド社より刊行予定